

県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年9月13日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第23号

県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

県立都市公園条例施行規則（昭和41年岩手県規則第51号）の一部を次のように改正する。

改正前					改正後						
別表（第4条関係）					別表（第4条関係）						
		区 分	単 位	使用料			区 分	単 位	使用料		
岩手県営運動公園	陸上競技用具	[略]			岩手県営運動公園	陸上競技用具	[略]				
		マラソン用親時計	[略]	360円			マラソン用親時計	[略]	370円		
		[略]					[略]				
		投てき距離標識	[略]	320円			投てき距離標識	[略]	330円		
		[略]					[略]				
		電光式表示器	[略]	360円			電光式表示器	[略]	370円		
		[略]					[略]				
		距離測定器	[略]	350円			距離測定器	[略]	360円		
		[略]					[略]				
		棒高跳び用マット	[略]	360円			棒高跳び用マット	[略]	370円		
		[略]					[略]				
		棒高跳び用支柱及びバー止め	[略]	310円			棒高跳び用支柱及びバー止め	[略]	320円		
		[略]					[略]				
		ビデオカメラ装置	[略]	360円			ビデオカメラ装置	[略]	370円		
		トラック競技速報表示器	[略]	360円			トラック競技速報表示器	[略]	370円		
フィールド成績表示器	[略]	360円	フィールド成績表示器	[略]	370円						
投てき光波距離計	[略]	360円	投てき光波距離計	[略]	370円						
[略]			[略]								
岩手県立花巻広域公園	電動カート	4 バッグ用	[略]	1 個又は 2 個のゴルフバッグを積載して使用する場合	820円	岩手県立花巻広域公園	電動カート	4 バッグ用	[略]	1 個又は 2 個のゴルフバッグを積載して使用する場合	840円
				3 個のゴルフバッグを積載して使用する場合	1,230円					3 個のゴルフバッグを積載して使用する場合	1,260円
				4 個のゴルフバッグを積載して使用する場合	1,640円					4 個のゴルフバッグを積載して使用する場合	1,680円

岩手県立御所湖広域公園

舟艇

2 バッグ用	[略]		820円
シェルフ オア	[略]	使用時間が4時 間以内の場合	630円
		使用時間が4時 間を超える場合	960円
ナックルフ オア	[略]	使用時間が4時 間以内の場合	630円
		使用時間が4時 間を超える場合	960円
ダブルスカ ル	[略]	使用時間が4時 間以内の場合	510円
		使用時間が4時 間を超える場合	770円
シェルペア	[略]	使用時間が4時 間以内の場合	510円
		使用時間が4時 間を超える場合	770円
シングルス カル	[略]	[略]	
		使用時間が4時 間を超える場合	380円
カヤックフ オア	[略]	使用時間が4時 間以内の場合	630円
		使用時間が4時 間を超える場合	960円
カナディア ンダブル	[略]	使用時間が4時 間以内の場合	510円
		使用時間が4時 間を超える場合	770円
カナディア ンシングル	[略]	[略]	
		使用時間が4時 間を超える場合	380円
カヤックダ ブル	[略]	使用時間が4時 間以内の場合	510円
		使用時間が4時 間を超える場合	770円
カヤックシ ングル	[略]	[略]	
		使用時間が4時 間を超える場合	380円
普及用舟艇	[略]	[略]	
		使用時間が4時	380円

岩手県立御所湖広域公園

舟艇

2 バッグ用	[略]		840円
シェルフ オア	[略]	使用時間が4時 間以内の場合	640円
		使用時間が4時 間を超える場合	980円
ナックルフ オア	[略]	使用時間が4時 間以内の場合	640円
		使用時間が4時 間を超える場合	980円
ダブルスカ ル	[略]	使用時間が4時 間以内の場合	520円
		使用時間が4時 間を超える場合	780円
シェルペア	[略]	使用時間が4時 間以内の場合	520円
		使用時間が4時 間を超える場合	780円
シングルス カル	[略]	[略]	
		使用時間が4時 間を超える場合	390円
カヤックフ オア	[略]	使用時間が4時 間以内の場合	640円
		使用時間が4時 間を超える場合	980円
カナディア ンダブル	[略]	使用時間が4時 間以内の場合	520円
		使用時間が4時 間を超える場合	780円
カナディア ンシングル	[略]	[略]	
		使用時間が4時 間を超える場合	390円
カヤックダ ブル	[略]	使用時間が4時 間以内の場合	520円
		使用時間が4時 間を超える場合	780円
カヤックシ ングル	[略]	[略]	
		使用時間が4時 間を超える場合	390円
普及用舟艇	[略]	[略]	
		使用時間が4時	390円

		間を超える場合	
競技 用 備 品	電話機	[略]	<u>3,300円</u>
	流速計	[略]	<u>1,520円</u>
	テント	[略]	<u>540円</u>
	[略]		
[略]			

[略]

		間を超える場合	
競技 用 備 品	電話機	[略]	<u>3,360円</u>
	流速計	[略]	<u>1,550円</u>
	テント	[略]	<u>550円</u>
	[略]		
[略]			

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。